

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による制限措置の延長（警報レベル1：黄色）

2021年7月21日

7月21日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル1（黄色）を継続させる旨発表しました。

●7月21日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル1（黄色）を継続させる旨決定しました（7月28日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。

・ナイトクラブなどの夜間娯楽施設、ライブハウスなど。

・観客を伴うスポーツイベントの実施。

・共有スペースにおける人の密集（50人以上）を伴う集会や懇親会などの実施（親族間の集まり等も不可）。

・不要不急の夜間外出（23時～翌5時）

・公共道路におけるアルコール飲料の消費。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

・一般商業活動：9時～19時、毎日営業可。

・美容室、一般事務職など：9時～21時、毎日営業可。

・スポーツジムなど：6時～23時（以前は21時）、毎日営業可。

・ショッピングセンター：10時～22時、毎日営業可。

・レストランなど：10時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。

・軽食堂など：6時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。

・パン屋など：6時～21時、毎日営業可。

・レセプションなどのイベントを実施するための施設など：9時～23時、毎日営業可、ただし、実施可能なイベントは50人規模まで。

・ガソリンスタンドに併設しているコンビニエンスストア：6時～23時、毎日営業可。

・屋外民芸品市場、博物館、映画館、劇場、サーカスなど：9時～22時、毎日営業可。

・スーパーマーケット、その他食料品店など：6時～22時、毎日営業可。なお、入店は1世帯1名のみとする。

・バー：10時～23時、毎日営業可（22時以降の入店は不可）。

・セミナー、ワークショップ、講演会、学会など：9時～21時、100人まで実施可。

3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-mantem-bandeira-amarela-decreto-e-prorrogado/59857>

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

—電話：41-3322-4919

—e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp